

No. 1347 (2026. 3.11)

## 令和 8 年度税制改正案の概要

はじめに

### I 令和 8 年度税制改正案の概要

- 1 個人所得課税
- 2 法人課税
- 3 消費税—インボイス制度導入  
に係る経過措置の見直し—
- 4 自動車関連税制

5 防衛力強化に係る財源確保の  
ための税制措置

6 税制改正案による増減収見込額

### II 主な論評と今後の課題

- 1 主な論評
- 2 今後の課題

おわりに

キーワード：税制改正、「年収の壁」、基礎控除、給与所得控除、住宅ローン減税、NISA、研究開発税制、環境性能割、インボイス制度、防衛増税

- 政府は、令和 8 (2026) 年 2 月 20 日に、令和 8 年度税制改正関連法案を第 221 回国会（特別会）に提出した。
- 税制改正案の策定に向けた議論では、「年収の壁」の上げが大きな論点となった。税制改正案では、物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みの創設等により、現行で 160 万円である「年収の壁」を 178 万円まで引き上げるとしている。
- このほか、税制改正案には、住宅ローン減税及び NISA（少額投資非課税制度）の拡充、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、自動車税等の「環境性能割」の廃止、防衛特別所得税（仮称）の創設等が盛り込まれた。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 せこゆうすけ  
瀬古 雄祐

第 1 3 4 7 号

## はじめに

令和 7 (2025) 年 12 月 19 日、自由民主党（以下「自民党」）及び日本維新の会により「令和 8 年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」）<sup>1</sup>が決定された。同月 26 日には、与党大綱の内容に基づく「令和 8 年度税制改正の大綱」（以下「政府大綱」）<sup>2</sup>が閣議決定された。税制改正を実施するための関連法案は、令和 8 (2026) 年 2 月 20 日に第 221 回国会（特別会）に提出された。

令和 8 年度税制改正に向けた議論では、個人所得課税における「年収の壁」<sup>3</sup>の引上げが焦点の一つとなった。与党大綱及び政府大綱（以下「与党大綱等」）は、物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みの創設等により、「年収の壁」を 178 万円まで引き上げるとしている。また与党大綱等には、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設を始めとする企業向けの税負担軽減措置の拡充・見直し、自動車関連税制の見直し、防衛特別所得税（仮称）の創設等が盛り込まれた。

本稿では、今後の国政審議に資する観点から、令和 8 年度税制改正案について、与党大綱等の内容を基にその内容を概説する。なお、政府大綱に記載された、税制改正に伴う増減収見込額（国税及び地方税）を巻末に掲げた（巻末表 A、B）。

## I 令和 8 年度税制改正案の概要

### 1 個人所得課税

#### (1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

##### (i) 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

与党大綱等は、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みを創設するとしている。具体的には、所得税の基礎控除の本則部分<sup>4</sup>及び給与所得控除の最低保障額につき、見直し前の控除額に、税制改正時における直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整するとしている<sup>5</sup>。令和 8 (2026) 年分及び令和 9 (2027) 年分の所得税については、令和 5 (2023) 年 10 月から令和 7 (2025) 年 10 月までの 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率が 6.0%であることを踏まえ、基礎控除の本則部分

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8 (2026) 年 2 月 20 日である。なお、本稿における人物の肩書は当時のものである。

<sup>1</sup> 自由民主党・日本維新の会「令和 8 年度税制改正大綱」2025.12.19. <[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129\\_1.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf)>

<sup>2</sup> 「令和 8 年度税制改正の大綱」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>

<sup>3</sup> 所得税の課税が始まる年収水準を指す。税負担を避けるため、収入がこの水準に達しないよう就業調整が生じるとして課題であると指摘されている。令和 7 年度税制改正では、基礎控除及び給与所得控除の引上げに加え、基礎控除の上乗せ特例の創設により、「年収の壁」は従来の 103 万円から 160 万円へと引き上げられた。「きょうのことは 年収の壁」『日本経済新聞』2025.9.26 を参照。

<sup>4</sup> 令和 7 年度税制改正により、基礎控除は、本則部分（現行では 58 万円）と上乗せ特例部分（現行では合計所得金額 655 万円（給与収入 850 万円相当）以下である者を対象として合計所得金額の区分に応じて 5 万円～37 万円）とから成る仕組みとなった（「基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設」財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2025/20250417syotoku.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20250417syotoku.pdf)> を参照）。

<sup>5</sup> 控除額に端数が生じる場合は万円単位で調整することとしている（与党大綱, p.4; 政府大綱, p.2.）。

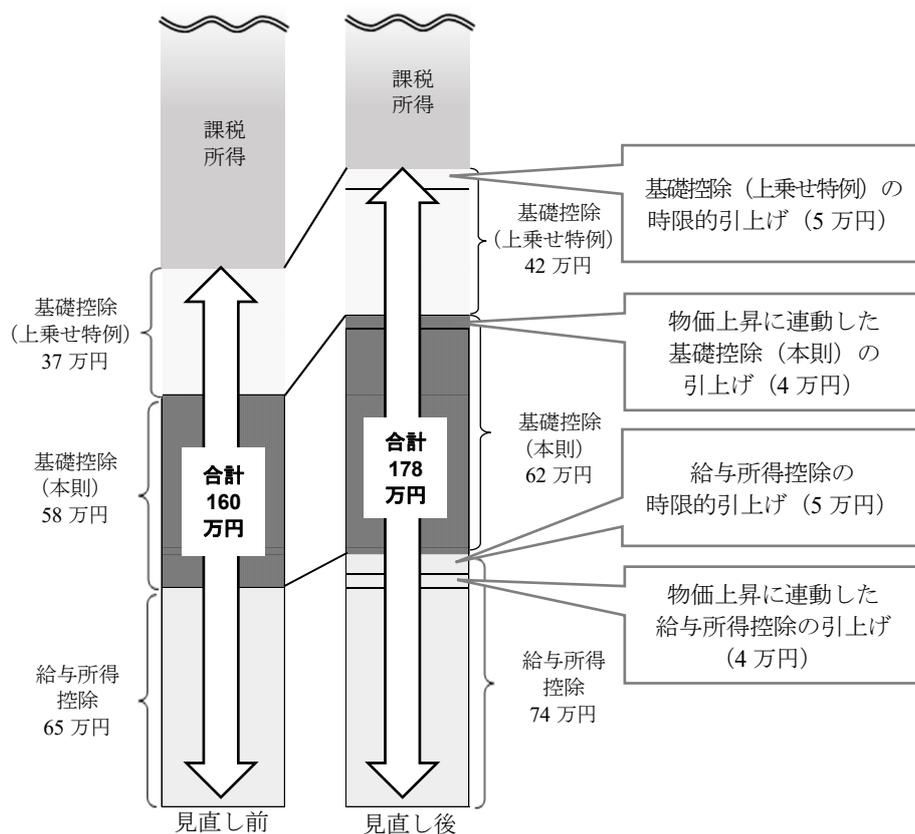
は 58 万円から 62 万円へ、給与所得控除の最低保障額は 65 万円から 69 万円へと、それぞれ 4 万円ずつ引き上げられる（与党大綱, pp.4-5; 政府大綱, pp.2-4.）。

なお、個人住民税については、非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討することとされ、令和 8 年度税制改正では給与所得控除の見直しについて対応することとされた（与党大綱, p.4.）。

（ii）三党合意を踏まえた対応

（i）の措置に加え、与党大綱は、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮して、「年収の壁」を令和 6（2024）年 12 月の三党合意の趣旨を踏まえた 178 万円まで特例的に先取りして引き上げることとしている<sup>6</sup>。具体的には、令和 8（2026）年分及び令和 9（2027）年分の所得税における特例措置として、①基礎控除の上乗せ特例部分につき、合計所得金額が 489 万円（給与収入 665 万円相当）以下である場合の控除額を 42 万円まで引き上げること及び②給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げることが盛り込んだ（与党大綱, pp.5-6; 政府大綱, pp.3-4.）。個人住民税については、令和 9（2027）年度分及び令和 10（2028）年度分につき、②についてのみ対応することとされた（政府大綱, p.4.）。

図 1 基礎控除・給与所得控除の引き上げのイメージ

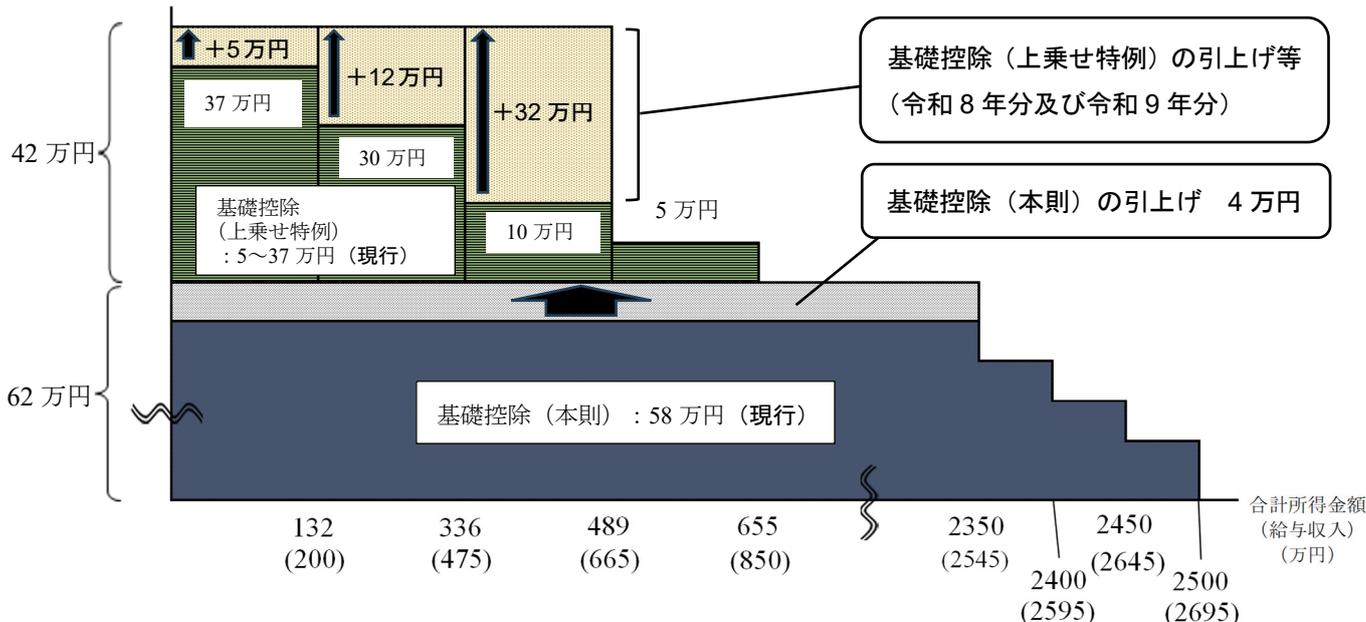


（注）合計所得金額が 132 万円（給与収入 200 万円相当）以下である場合。  
 （出典）政府大綱, pp.2-4 等を基に筆者作成。

<sup>6</sup> 令和 6（2024）年 12 月 11 日に、自民党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「年収の壁」につき「国民民主党の主張する 178 万円を目指して、来年から引き上げる」ものとし、「具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める」旨の合意がなされた（「【自公国】幹事長会談で「103 万円の壁」引き上げと「ガソリン暫定税率」廃止について合意」2024.12.11. 国民民主党ウェブサイト <[https://new-kokumin.jp/news/policy/20241211\\_1](https://new-kokumin.jp/news/policy/20241211_1)>）。

(i) 及び (ii) の措置の結果、「年収の壁」は 160 万円から 178 万円へと引き上げられる(図 1 及び図 2 を参照)。また、与党大綱は、今後、生活保護基準額が 178 万円に達するまでは、「年収の壁」を 178 万円に維持しつつ、(i) で述べた基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額の引上げに応じて、特例措置から振り替えることとしている(与党大綱, p.5)。これらの見直しにより、納税者の 8 割程度の控除額が増加するとの報道がある<sup>7</sup>。

適用が可能な控除額 図 2 基礎控除の引上げ及び対象所得区分の拡大のイメージ



(出典) 政府大綱, pp.2-4; 「年収の壁 178 万円に引き上げ」『毎日新聞』2025.12.20 等を基に筆者作成。

## (2) 住宅ローン減税の拡充

住宅ローン減税は、住宅の取得等に係る借入金等の年末残高の 0.7%相当額が、最大 13 年間にわたって所得税額及び個人住民税額から控除される制度である。令和 7 (2025) 年末で適用期限を迎える住宅ローン減税につき、与党大綱等は、期限を令和 12 (2030) 年末まで 5 年間延長するとしている。加えて、既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅<sup>8</sup>・ZEH 水準省エネ住宅<sup>9</sup>に係る住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を現行の 3000 万円から 3500 万円に引き上げるとともに、子育て世帯等<sup>10</sup>を対象とした借入限度額の上乗せ措置を、省エネ基準適合住宅<sup>11</sup>以上の既存住宅の取得の場合にも拡充するとしている。また、既存住宅に係る控除期間を新築住宅の場合と同じく 13 年間(現行では 10 年間)とするほか、床面積要件を 40m<sup>2</sup>に緩和

<sup>7</sup> 「年収の壁 178 万円明記」『読売新聞』2025.12.20。

<sup>8</sup> 認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたもの)及び認定低炭素住宅(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に規定する低炭素建築物に該当する家屋及び同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたもの)をいう。

<sup>9</sup> 認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当するものとして証明がされたものをいう。

<sup>10</sup> 40 歳未満であって配偶者を有する者、40 歳以上であって 40 歳未満の配偶者を有する者又は 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう。

<sup>11</sup> 認定住宅及び ZEH 水準省エネ住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当するものとして証明がされたものをいう。

する特例を既存住宅にも拡充するとしている。なお、所得税額から控除しきれない額は、所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 9.75 万円）の範囲内で個人住民税から控除され、この措置による個人住民税の減収額は全額国費で補填するとしている（与党大綱, pp.8-9, 15-16; 政府大綱, pp.5-10, 16.）。

### (3) NISA の拡充

NISA（少額投資非課税制度）は、上場株式・投資信託等への投資によって得られた配当及び譲渡益を非課税とする、個人投資家を対象とした税制上の優遇措置である。現行の NISA では対象年齢が 18 歳以上とされているところ、与党大綱等は、次世代の資産形成を支援する観点から、令和 9（2027）年以後、つみたて投資枠の口座開設可能年齢の下限を撤廃し、同制度の対象を 0 歳から 17 歳までの若年層にも拡充することとしている。その上で、NISA 口座保有者である子が 0～17 歳である期間については、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円とする。また、子の年齢が 12 歳となって以降は、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しが可能となる仕組みとする。なお、子の年齢が 18 歳に達した際には、年間投資枠等について、18 歳以上向けの制度に移行するものとする（与党大綱, pp.12-13; 政府大綱, pp.18-21.）。

### (4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

令和 5 年度税制改正では、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置として、株式・土地等の譲渡所得、給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から 3.3 億円（特別控除額）を控除した金額に 22.5%の税率を乗じた金額が、通常納めるべき所得税額を超過した場合に、超過した差額を申告納税する仕組みが導入された（令和 7（2025）年分以後の所得税に適用）<sup>12</sup>。与党大綱等は、税負担の公平性の確保を図る観点から、令和 9（2027）年分以後の所得税につき、同措置における特別控除額を 1.65 億円に引き下げるとともに、税率を 30%に引き上げるとしている（与党大綱, p.20; 政府大綱, p.25.）。報道によれば、この見直しにより、同措置の対象者は 200～300 人から 2,000 人程度に広がる見通しとされる<sup>13</sup>。

## 2 法人課税

### (1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

与党大綱等は、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の改正を前提として、全ての業種を対象とする大胆な設備投資の促進に向けた税制措置（特定生産性向上設備等投資促進税制）を創設するとしている。同税制の下では、生産等に必要設備等<sup>14</sup>に対する大規模かつ高付加価値の投資（建物を含め投資額が 35 億円以上（中小企業者等については 5 億円以上）及び投資利益率が 15%以上の基準を満たす設備投資）を行う場合に、費用の即時償却と取得価額の 7%（建物、建物附属設備及び構

<sup>12</sup> 三浦啓「令和 5 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1212 号, 2023.1.26, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/12465374>> を参照。

<sup>13</sup> 「富裕層課税 「1 億円の壁」是正で負担増」『読売新聞』2025.12.20.

<sup>14</sup> 機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のもの）が対象とされる。

築物については 4%) の税額控除のいずれかの選択適用が可能とされる<sup>15</sup>。適用に際しては、令和 11 (2029) 年 3 月末までの間に、設備投資計画について経済産業大臣の確認を受けること及び確認を受けた日から 5 年を経過する日までの間に設備等の取得等をし、事業の用に供することが必要とされる。なお、税額控除の場合における控除額は当期の法人税額の 20%が上限とされ、予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について認定を受けた場合には、控除限度超過額につき 3 年間の繰越しが可能とされる (与党大綱, pp.6-7; 政府大綱, pp.56-58, 67.)。

## (2) 研究開発税制の拡充等

製品の開発や技術の改良などのために試験研究を行った法人等が、その費用に応じて法人税額等からの控除が認められる研究開発税制につき、与党大綱等は、主に次の見直しを図っている。

### (i) 「戦略技術領域型」の創設

国家戦略として重要な技術領域における企業の研究開発を促す観点から、与党大綱等は、産業技術力強化法 (平成 12 年法律第 44 号) の改正を前提に、AI・量子・バイオ等<sup>16</sup>に係る試験研究費を対象とする「戦略技術領域型」を創設するとしている。ここでは既存の措置の試験研究費とは別枠で、費用の 40% (当該技術に係る認定を受けた研究開発機関との共同・委託研究の場合には 50%) の税額控除が受けられる。なお、税額控除額は当期の法人税額の 10%が上限とされ、控除限度超過額は 3 年間の繰越しが可能とされる<sup>17</sup> (与党大綱, p.7; 政府大綱, pp.58-60.)。

### (ii) 「一般型」の控除率の見直し等

試験研究費を増加させるインセンティブを更に強化する観点から、令和 9 (2027) 年 4 月以後に開始する事業年度につき、「一般型」の税額控除率カーブを見直すとともに、控除率の上限を 14% (原則は 10%) とする特例の適用期限を 3 年間延長する等<sup>18</sup>の見直しを行う。また、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する特例につき、控除上限の算出方法を見直した上で適用期限を 3 年間延長する (与党大綱, pp.7-8; 政府大綱, pp.60-62.)。

### (iii) 海外への委託研究費の扱いをめぐる見直し

国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究に係る試験研究費<sup>19</sup>につき、税額控除の対象とする上で一定の制限 (令和 8 (2026) 年度は 70%、令和 9 (2027) 年度は 60%、令和 10 (2028) 年度は 50%) を設けることとしている (与党大綱, p.8; 政府大綱, p.63.)。

<sup>15</sup> 地方税においては、特別償却を法人住民税及び法人事業税に、税額控除を中小企業者等に係る法人住民税に適用する (政府大綱, p.67.)。

<sup>16</sup> AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョン (核融合) エネルギー、宇宙が対象分野とされている。

<sup>17</sup> 控除限度超過額の繰越しは、その適用を受けようとする事業年度において、試験研究費の額が前期の試験研究費の額を超える場合に限り適用できるものとされる。

<sup>18</sup> 中小企業の試験研究費を対象とする中小企業技術基盤強化税制については、一定の要件の下で税額控除率の上限を 17%とする特例措置等の適用期限の 3 年間の延長が盛り込まれている (政府大綱, p.61.)。

<sup>19</sup> 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験 (科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。) の委託に係る試験研究費については除かれる。

### (3) 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、大企業及び中堅企業にあつては継続雇用者、中小企業にあつては全雇用者の給与等支給額の増加割合に応じて<sup>20</sup>、全雇用者の給与等支給額の増加額の一定割合を法人税額等から税額控除する租税特別措置である<sup>21</sup>。与党大綱等は、賃金上昇率が高い伸びを示す中、企業の賃上げをめぐる状況が変容してきていることに鑑み、賃上げ促進税制のうち大企業向け措置については令和 9（2027）年 3 月末の適用期限を待たずに令和 8（2026）年 3 月末をもって廃止することとしている。また、中堅企業向け措置については、令和 8（2026）年度にはより高い賃上げを促す方向で要件を強化し、適用期限をもって廃止することとしている（与党大綱, p.11; 政府大綱, p.64.）。一方、中小企業向け措置については、令和 8（2026）年度は教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置を廃止した上で制度を維持することとし、適用期限到来時に適用状況等を踏まえ必要な見直しを検討することとされた（与党大綱, p.11.）。

### 3 消費税—インボイス制度導入に係る経過措置の見直し—

令和 5 年度税制改正では、消費税<sup>22</sup>の免税事業者であった者がインボイス発行事業者に転換した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の 2 割に軽減する措置（いわゆる 2 割特例）を令和 8（2026）年 9 月末までの 3 年間講じることとされた<sup>23</sup>。与党大綱等は、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者を対象に、2 割特例の終了後も、納税額を売上税額の 3 割とすることができる経過措置を 2 年間講じることとしている。

また、現行では、免税事業者等からの課税仕入れにつき、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置が設けられている<sup>24</sup>。与党大綱等は、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として引き続き激変緩和を図る観点から、措置の最終的な適用期限を 2 年延長した上で、控除割合につき、令和 8（2026）年 10 月からは 7 割、令和 10（2028）年 10 月からは 5 割、令和 12（2030）年 10 月からは 3 割と段階的に縮減していき、令和 13（2031）年 9 月末をもって適用を終了する仕組みとすることとしている。あわせて、この措置が租税回避等に利用されることを防止する観点から、免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を現行の 10 億円から 1 億円に引き下げるとしている<sup>25</sup>（与党大綱, pp.21-22; 政府大綱, pp.92-94.）。

<sup>20</sup> 賃上げ促進税制の適用上、中堅企業とは常時使用する従業員数が 2,000 人以下等の要件を満たす法人等をいい、中小企業とは資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人等をいう。

<sup>21</sup> 直近では令和 6 年度税制改正において、見直しとともに適用期限が延長され、現行では令和 9（2027）年 3 月末が適用期限とされる。竹前希美「令和 6 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1254 号, 2024.1.30, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/13264245>> を参照。

<sup>22</sup> 消費税をめぐっては、令和 5（2023）年 10 月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されている。インボイス制度は、消費税の納税義務者となる事業者（課税事業者）が仕入税額控除の適用を受ける上で、適用税率や税額等を明記した「適格請求書（インボイス）」の保存を必須とする制度をいう。インボイス制度の詳細については、佐藤良「インボイス方式導入をめぐる経緯と課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』949 号, 2017.3.23. <<https://doi.org/10.11501/10315727>> を参照。

<sup>23</sup> 三浦 前掲注(12), pp.8-9.

<sup>24</sup> この措置の下では、インボイス制度開始後、令和 8（2026）年 9 月末までの 3 年間は、免税事業者等からの仕入れに係る消費税相当額の 80%を、その後、令和 11（2029）年 9 月末までは同じく 50%を、それぞれ控除できるとされている。

<sup>25</sup> 与党大綱は、取引実態等を踏まえ、今後、更なる上限額引下げについて検討することとしている（与党大綱, p.22.）。

#### 4 自動車関連税制

与党大綱は、自動車関連税制をめぐり、公平・中立・簡素な課税の在り方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うとしている（与党大綱, pp.25-26.）。そして、令和8年度税制改正では、主に次の見直しを行うとしている（政府大綱, pp.94-98.）。

##### (1) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

自動車重量税（国税）は、自動車検査証の有効期間や自動車の重量、車体の環境負荷等に応じて定められた税率により車検時（軽自動車の場合は使用の届出時）に課税される。与党大綱等は、同税のエコカー減税<sup>26</sup>につき、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる令和12年度燃費基準の達成度を引き上げた上で、令和8（2026）年4月末とされている期限を2年間延長するとしている（与党大綱, p.27; 政府大綱, pp.94-98; 表を参照）。

表 自動車重量税のエコカー減税の見直しの概要

令和12年度燃費基準の達成の度合い	現行	令和8年5月以後	令和9年5月以後
電気自動車等	免税（2回）	免税（2回）	免税（2回）
125%以上達成			
105%以上達成	免税	免税	免税
基準を達成		75%軽減	75%軽減
95%以上達成	50%軽減	50%軽減	50%軽減
90%以上達成			
85%以上達成	25%軽減	25%軽減	25%軽減
80%以上達成			軽減対象外

（注1）上表は乗用車に関するものである。

（注2）「電気自動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

（注3）ガソリン自動車については、制度の適用は令和2年度燃費基準を達成しているものに限られる。

（注4）「電気自動車等」等の区分において、新車新規登録時に免税を受けたものについては、初回継続検査時等も免税とされる（表中で「免税（2回）」と記載）。

（出典）政府大綱, p.94等を基に筆者作成。

##### (2) 自動車税及び軽自動車税の「環境性能割」の廃止等

与党大綱等は、自動車税（道府県税）及び軽自動車税（市町村税）の環境性能割（燃費性能に応じて購入額の0.5～3%を取得時に課税）を、令和8（2026）年3月末をもって廃止としている<sup>27</sup>。これは、米国関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するための措置とされている。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間は国の責任で手当てするとしている（与党大綱, p.26; 政府大綱, p.98.）。

一方、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例<sup>28</sup>については、令和8（2026）年3月末とされている適用期限を2年間延長することとしている（与党大綱, p.27; 政府大綱, p.98.）。

<sup>26</sup> 自動車重量税において設けられている、燃費性能等に応じて税負担を減免する特例措置をいう。

<sup>27</sup> これに伴い、自動車税及び軽自動車税の要素としては、種別割（自動車及び軽自動車の所有者に対し、排気量等に応じて定められる税率（年額）で毎年課税）のみが残ることとなるため、現行の自動車税種別割、軽自動車税種別割がそれぞれ自動車税、軽自動車税とされる（政府大綱, p.98.）。

<sup>28</sup> 燃費性能等に優れた自動車について税負担を軽減する一方で、新車新規登録等から一定年数が経過した自動車について税負担を重くする仕組みをいう。

### (3) 軽油引取税の「当分の間税率」の廃止

燃料課税である揮発油税、地方揮発油税（以上、国税）及び軽油引取税（地方税）においては、本則税率よりも高い「当分の間税率」（旧暫定税率）による課税が行われてきた（いわゆる「ガソリンの暫定税率」）。令和 7（2025）年 11 月 5 日に、与野党 6 党の間で「当分の間税率」の廃止を目指すことで合意がなされ<sup>29</sup>、第 219 回国会（臨時会）における関連法<sup>30</sup>の成立により、揮発油税及び地方揮発油税に係る「当分の間税率」は令和 7（2025）年 12 月末をもって廃止された。

与党大綱等は、6 党間での合意に基づき、残る軽油引取税の「当分の間税率」を令和 8（2026）年 4 月 1 日に廃止するとしている（与党大綱, p.29; 政府大綱, p.98.）。

## 5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

令和 4（2022）年末に決定された防衛力整備計画の下では、防衛力の強化を図るため、令和 9（2027）年度以降に約 4 兆円の財源が新たに必要とされ、うち 1 兆円強を税制措置（法人税、所得税及びたばこ税の増税）により確保する方向性が示されている<sup>31</sup>。令和 7 年度税制改正では、このうち法人税及びたばこ税について令和 8（2026）年 4 月以後に増税を開始することとされた一方、所得税については引き続き検討することとされた<sup>32</sup>。

この所得税における措置について、与党大綱等は、所得税額に対し税率 1%の付加税（「防衛特別所得税（仮称）」）を新設し、その課税期間は令和 9（2027）年 1 月からとしている。なお、同税の課税開始に合わせて復興特別所得税（現行の税率は 2.1%）の税率を 1%分引き下げ、家計負担の増加を回避するとしている<sup>33</sup>（与党大綱, p.29; 政府大綱, p.106.）。

## 6 税制改正案による増減収見込額

政府大綱では、令和 8 年度税制改正案がそのまま実現した場合における増減収見込額（平年度ベース<sup>34</sup>。以下同様）が示されている。これによると、国税では 390 億円の増収が見込まれている。なお、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額は別途示されており、1 兆 3370 億円の増収が見込まれている。地方税（国税の税制改正に伴う分を含む。）では、道府県税<sup>35</sup>で 6518 億円の、市町村税で 951 億円の、それぞれ減収が見込まれている（政府大綱の「参考 1」「参考 2」；巻末表 A、B 参照）。

<sup>29</sup> 自民党、公明党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の 6 党間で合意がなされた（自由民主党・立憲民主党・日本維新の会・国民民主党・公明党・日本共産党「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」2025.11.5. <<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211748.pdf>>）。

<sup>30</sup> 「租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 81 号）

<sup>31</sup> 「令和 5 年度予算のポイント」p.6. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2023/seifuan2023/01.pdf)>; 「令和 5 年度税制改正の大綱」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）p.109. 同 <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)> 詳細は、瀬古雄祐ほか「防衛費増額の財源をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1226 号, 2023.3.20. <<https://doi.org/10.11501/12716355>> を参照。

<sup>32</sup> 自由民主党・公明党「令和 7 年度税制改正大綱」2024.12.20, pp.17-18. <[https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi\\_2025.pdf](https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf)>

<sup>33</sup> 同時に、復興特別所得税については、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保する観点から、課税期間を令和 29(2047)年まで 10 年間延長することとしている（与党大綱, p.29; 政府大綱, p.106.）。

<sup>34</sup> 税制改正による影響が 1 年間にわたって税収に反映された状態をいう。

<sup>35</sup> 課税主体には東京都も含まれる。

## II 主な論評と今後の課題

### 1 主な論評

税制改正案の策定において大きな論点となった「年収の壁」の引上げをめぐるのは、物価上昇に見合った引上げは妥当との見方<sup>36</sup>や、対象者を中間所得者層に拡大したことは物価上昇対応として分かりやすいとの見解<sup>37</sup>が見られる。一方で、物価高対策としては低所得者層に重点を置くべきであるとの見解<sup>38</sup>や、中所得者層の減税額が大きくなるとの指摘<sup>39</sup>など、課題を指摘する声も聞かれる。また、年収665万円前後で基礎控除額が大きく減少し、手取りの逆転現象が生じるとの懸念<sup>40</sup>も示されている。このほか、個人住民税の基礎控除についても引上げの対象に加えるべきであるとの見解<sup>41</sup>や、所得税の適用税率に係る所得区分の見直しを行わなかった点は不十分との受け止め<sup>42</sup>など、より踏み込んだ対応が必要との見方も見受けられる。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止については、「国内自動車市場の活性化や国内生産基盤の維持・強化に資するもの」として評価する声<sup>43</sup>がある一方、脱炭素の方針に逆行するとして否定的な見解<sup>44</sup>も示されている。

### 2 今後の課題

与党大綱には、令和8年度税制改正における改正内容には盛り込まれなかったものの、引き続き検討を行うとの方針が示された項目が複数ある。ここでは、その主なものとして、(1) 租税特別措置等の見直し、(2) 自動車関連税制の総合的な見直し、(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築、について概要を紹介する。

#### (1) 租税特別措置等の見直し

与党大綱は、租税特別措置について、税制の「公平・中立・簡素」という基本原則に鑑み真に必要なものに限定していくことが重要とした上で、現在ある租税特別措置等についてはゼロベースで見直すことを基本とする姿勢を表明している<sup>45</sup>。そして、見直しに当たっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）に基づく適切なデータによる分析・検証の必要性を指摘し、所管官庁に、令和9年度税制改正に向けて、データに基づいた説明責任を果たすよう求めている。

<sup>36</sup> 「社説 高市政権と税制改正 ビジョンなき減税先行だ」『毎日新聞』2025.12.21。同時に同記事は、必要以上に引き上げたとの指摘もしている。

<sup>37</sup> 矢嶋康次「企業投資の後押しは適切」『読売新聞』2025.12.20。

<sup>38</sup> 「社説 税制改正大綱 投資促進で新たな成長軌道に」『読売新聞』2025.12.21。

<sup>39</sup> 「年収600万円で減税3.7万円」『産経新聞』2025.12.19。

<sup>40</sup> 「年収の壁 一部で手取り逆転」『朝日新聞』2025.12.20。

<sup>41</sup> 星野卓也「2026年度税制改正大綱のポイント—年収の壁178万円・租特メリハリ付け・物価高対応—」『Economic Trends』2025.12.22, p.4. 第一生命経済研究所ウェブサイト <<https://www.dlri.co.jp/files/macro/556220.pdf>>

<sup>42</sup> 「社説 財源の手当てなき減税先行は無責任だ」『日本経済新聞』2025.12.21。

<sup>43</sup> 片山正則「令和8年度税制改正大綱について」2025.12.19. 日本自動車工業会ウェブサイト <<https://www.jama.or.jp/release/comment/2025/3451/>>

<sup>44</sup> 『毎日新聞』前掲注(36)

<sup>45</sup> 租税特別措置等めぐっては、自民党と日本維新の会の連立政権合意書に「総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する」との方針が盛り込まれている（「自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書」2025.10.20. 自由民主党ウェブサイト <<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211626.pdf>>）。

加えて与党大綱は、法人税関係の租税特別措置に係る適用実績調査<sup>46</sup>をめぐり、一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について検討を行い、令和 9 年度税制改正において結論を得るとしている（与党大綱, pp.9-10.）。

令和 8 年度税制改正案における租税特別措置への対応をめぐっては、賃上げ促進税制の見直しがなされるなど、メリハリの利いた税制改正案となったとの見方<sup>47</sup>も示されるところである。高市内閣の下では内閣官房の行政改革・効率化推進事務局に「租税特別措置・補助金見直し担当室」が設置されて適正化に向けた議論が行われる見通しであり、今後の動向が注視される。

## (2) 自動車関連税制の総合的な見直し

### (i) 自動車税及び軽自動車税の在り方

与党大綱は、令和 10（2028）年度以後における自動車税及び軽自動車税の在り方について、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組みについて検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得るとしている。また、総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。）の乗用車については、令和 10（2028）年度以後に新車新規登録を受けたものに対して車両重量に応じた課税方式を導入するものとし、具体的な税率等は令和 9 年度税制改正において結論を得ることとした<sup>48</sup>（与党大綱, pp.26-27.）。

### (ii) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

与党大綱は、利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、自家用乗用車のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めるとしている。具体的には、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収する仕組みを令和 9 年度税制改正において法制化するとしており、税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえて令和 9 年度税制改正において検討し、結論を得るとしている（与党大綱, pp.28-29.）。

## (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

一般に、地方税においては税源の偏在が小さく税収が安定的であることが望ましいとされるが<sup>49</sup>、実際には税源の偏在が少なからず生じており、特に地方法人二税（法人住民税及び法人事業税）において顕著とされる<sup>50</sup>。現行税制では、地方税源の偏在是正措置として、①法人住民税法人税割の一部を国税化し（地方法人税）、その税収を地方交付税の原資としているほか、②法人事業税の一部を国税化し（特別法人事業税）、その税収の全額を人口を基準として都道府県に譲与（特別法人事業譲与税）する仕組みが設けられている。

<sup>46</sup> 「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成 22 年法律第 8 号）に基づき、法人税関係の租税特別措置の適用実績に関する報告書が年度ごとに作成され、国会に提出されるとともに公表されている。

<sup>47</sup> 森信茂樹「【論考】負担増が決められない党税調—令和 8 年度税制改正の評価—」2025.12.23. 東京財団ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4843>>

<sup>48</sup> 与党大綱は、税率の平均的な水準としては、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とするとしている（与党大綱, p.27.）。

<sup>49</sup> 「偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/149767\\_02.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_02.html)>

<sup>50</sup> 「人口一人当たりの税収額の指数（令和 5 年度決算額）」総務省ウェブサイト <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000998644.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000998644.pdf)>

与党大綱は、地方法人課税において税源が東京都に集中する状況が続いているとして、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象にするとともに、法人事業税所得割及び収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める等の措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得ることとしている。また、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在しているとして、必要な措置を検討し、令和 9 (2027) 年度以降の税制改正において結論を得るとした (与党大綱, pp.17-18.)。

地方税源をめぐっては、東京都への税収の集中が進んでいるとして、その是正を求める声は強く<sup>51</sup>、与党大綱に示された見直しの方向性に対しては「偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みの方針が示されたことは大いに評価できる」との受け止めが聞かれる<sup>52</sup>。一方、東京都は、税源偏在や財政力格差の根拠はないとして強く反発しており、「地方への税源移譲による税財源配分の見直しや、地方の固有財源となる地方交付税率の引き上げなど、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の拡充を図ること」に取り組むべきであるとしている<sup>53</sup>。

## おわりに

令和 8 年度税制改正案には、「年収の壁」の引上げに係る措置に加え、法人を対象とした税負担軽減措置に見られるように、高市内閣が目指す「強い経済」の実現に向けた減税項目が盛り込まれた。成長に資する施策が盛り込まれているとの受け止め<sup>54</sup>や、企業の生産性向上を後押しするものとの評価<sup>55</sup>が見られる。これらの措置をめぐっては、その当否や効果等をめぐる議論の行方が注視される。

一方で、与党大綱は、「恒久政策には安定財源」が必要との考え方を表明しつつも、燃料課税における「当分の間税率」の廃止の代替財源や教育無償化に係る財源の確保に関する結論は、令和 9 年度税制改正に先送りする形となった。財源についての議論が十分に尽くされたのか疑問が残るとの指摘<sup>56</sup>や、与野党は財源論に向き合い、共に財政運営に責任を持つべきであるとの見方<sup>57</sup>も示されている。今後、あるべき負担の在り方や望ましい税制といった大局的な観点を踏まえつつ、財源の確保に向けた議論が深まることが期待される。

<sup>51</sup> 例えば、埼玉県、千葉県及び神奈川県は、東京都への税収の集中が進んでいるとして、税源の偏在是正措置を講じるよう連名で国に対して要望を行っている。埼玉県ほか「地方一般財源総額の確保・充実及び税源の偏在是正について」2025.8.29. 埼玉県ウェブサイト <<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/272134/youbousyo2.pdf>>

<sup>52</sup> 阿部守一・河野俊嗣「令和 8 年度与党税制改正大綱について」2025.12.19. 全国知事会ウェブサイト <[https://www.nga.gr.jp/committee\\_pt/item/aa00c6fe484d7b13b021a741d325196b.pdf](https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/aa00c6fe484d7b13b021a741d325196b.pdf)>

<sup>53</sup> 「令和 8 年度与党税制改正大綱に対する都の見解」2025.12.19. 東京都ウェブサイト <[https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20251219\\_19\\_01](https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20251219_19_01)>

<sup>54</sup> 中空麻奈「成長に資する施策は評価」『産経新聞』2025.12.20.

<sup>55</sup> 岩井睦雄「令和 8 年度税制改正の大綱について」2025.12.19. 経済同友会ウェブサイト <<https://www.doyukai.or.jp/c-hairmansmsg/uploads/docs/20251219a.pdf>>

<sup>56</sup> 「主張 与党税制改正大綱 強い経済は実現するのか」『産経新聞』2025.12.20.

<sup>57</sup> 「社説 税制改正大綱 財源なき減税の無責任」『東京新聞』2025.12.23.

## 巻末表 A 令和8年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

		(単位：億円)	
改正事項	平年度	初年度	
<b>1. 個人所得課税</b>			
(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応	▲ 6,680	▲ 7,060	
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 10	—	
(3) 住宅ローン控除の拡充等	▲ 90	0	
(4) NISAの口座開設可能年齢の下限撤廃等	▲ 60	0	
(5) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	2,870	—	
(6) 通勤手当の非課税限度額の引上げ等	▲ 20	▲ 20	
(7) 公的年金等控除の見直し	50	—	
(8) 食事の支給について非課税とされる使用者の負担額の上限の引上げ	▲ 20	▲ 20	
個人所得課税 計	▲ 3,960	▲ 7,100	
<b>2. 法人課税</b>			
(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	▲ 20	▲ 10	
(2) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	▲ 4,100	▲ 2,840	
(3) 研究開発税制の見直し	90	120	
(4) 賃上げ促進税制の見直し	6,750	3,340	
(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	20	10	
法人課税 計	2,740	620	
<b>3. 消費課税</b>			
(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税対象の見直し	410	—	
(2) 国際観光旅客税の税率引上げ	1,200	700	
消費課税 計	1,610	700	
<b>合 計</b>	390	▲ 5,780	

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収見込額は平年度▲1.0兆円程度。

(注3) 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる増収見込額は、地方法人税等の増収見込額と合わせて平年度7,780億円程度。

(注4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（特定の基準所得金額の課税の特例）の現行制度部分の所得税の増収見込額は1,130億円であり、令和8年度税制改正による増収見込額と合わせて平年度4,000億円となる。

(注5) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（減収見込額▲170億円）の廃止（信託等可能期間を延長せずに終了）により、将来的に同措置による減収効果が消失するものと見込まれる。

(注6) 「1. (1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲2,060億円、初年度▲2,390億円）、基礎控除等の特例の拡充（平年度▲4,490億円、初年度▲4,500億円）及び給与所得控除の引上げ等（平年度▲130億円、初年度▲170億円）である。

(注7) 住宅ローン控除の拡充等による平年度減収見込額は、令和8年から令和12年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額の平均額を計上している。

(注8) 物品販売に係る消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度150億円。

(注9) 令和8年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度280億円程度、初年度250億円程度（特別会計分を含む）。他方、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、現行の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲40億円程度（特別会計分を含む）。

(出典) 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）p.120。財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>

## (備考) 研究開発税制の見直しによる増減収見込額の内訳

		(単位：億円)
改正事項	平年度	
1. 戦略技術領域型（重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度）の創設等	▲ 980	
2. インセンティブの更なる強化（一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等）	1,070	
<b>合 計</b>	90	

(注) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(出典) 「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）p.120。財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

(単位：億円)

項目	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設（令和8年4月施行）	5,760	9,230	8,690
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,160	2,120
3. 防衛特別所得税（仮称）の創設（令和9年1月施行）	380	2,630	2,560
合計	6,580	13,020	13,370

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 令和7年度税制改正及び令和8年度税制改正を踏まえた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。

(注3) 復興特別所得税の税率引下げによる特別会計分の減収見込額は、平年度▲2,560億円程度、初年度▲380億円程度。

(出典)「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）p.120. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>

巻末表 B 令和8年度の税制改正（地方税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	平年度			初年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 個人住民税	▲ 292	▲ 547	▲ 838			
(1) 物価上昇局面における対応	▲ 283	▲ 531	▲ 814			
(2) ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 8	▲ 16	▲ 24			
2. 不動産取得税	▲ 4		▲ 4	▲ 45		▲ 45
(1) 新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し等						
①床面積要件の見直し	▲ 41		▲ 41	▲ 41		▲ 41
②立地要件の見直し	37		37			
(2) 免税点の引上げ	▲ 9		▲ 9	▲ 9		▲ 9
(3) その他	9		9	6		6
3. 軽油引取税	▲ 4,687		▲ 4,687	▲ 4,297		▲ 4,297
当分の間税率の廃止	▲ 4,687		▲ 4,687	▲ 4,297		▲ 4,297
4. 車体課税	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
環境性能割の廃止	▲ 1,685	▲ 253	▲ 1,938	▲ 1,685	▲ 207	▲ 1,892
5. 固定資産税		▲ 44	▲ 44			
(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長		▲ 10	▲ 10			
(2) 免税点の引上げ		▲ 39	▲ 39			
(3) その他		6	6			
合計	▲ 6,668	▲ 844	▲ 7,511	▲ 6,027	▲ 207	▲ 6,234
国税の税制改正に伴うもの	150	▲ 107	42	▲ 17	▲ 16	▲ 32
個人住民税	▲ 35	▲ 28	▲ 64			
法人住民税	▲ 13	▲ 79	▲ 92	▲ 3	▲ 16	▲ 18
法人事業税	84		84	▲ 14		▲ 14
地方消費税	114		114			
再計	▲ 6,518	▲ 951	▲ 7,469	▲ 6,044	▲ 223	▲ 6,266

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

- ・森林環境譲与税の減収額は、平年度▲8億円と見込まれる。
- ・特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲308億円、初年度▲6億円と見込まれる。

(注3) 上記の国税の改正に伴うもののうち、賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の見直しによる法人住民税及び法人事業税の増収見込額は平年度332億円である。

(注4) 物品販売に係る地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度42億円である。

(注5) 軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の安定財源の確保については、令和8年度税制改正における税制措置による地方の増収額を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。安定財源の確保の完成までの間、地方財政措置において適切に対応する。

(注6) 環境性能割の廃止に伴う減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

(出典)「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）p.121. 財務省ウェブサイト <[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf)>